

宮崎県優良委託業務表彰試行要領

令和7年3月19日
県土整備部技術企画課

(目的)

第1条 宮崎県県土整備部（以下「県土整備部」という。）が発注する土木関係建設コンサルタント委託業務（設計業務を含む。以下「設計委託業務」という。）のうち、成績評定が優秀であり、かつ、他の模範となる取組を行っている業務（以下「優良委託業務」という。）を表彰することにより、土木関係建設コンサルタント関係業者の意欲向上を図り、あわせて公共事業に対する県民のイメージアップにつなげることを目的とする。

(表彰の実施)

第2条 表彰を実施する年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に県土整備部が発注した設計委託業務を完了した者のうち、第6条の規定により選考された業務を履行した者に対し、優良委託業務表彰を行う。

2 表彰は、県土整備部長表彰とする。

(対象業務の公募)

第3条 県土整備部は、対象となる業務を公募し、申請のあった者を対象に被表彰者を選考する。

2 対象業務の公募は、別紙「宮崎県優良委託業務表彰（試行）申請手続」により行うものとし、宮崎県庁ホームページに掲載し、周知する。

3 申請は自薦とし、申請可能件数は1者につき1件とする。

(申請要件)

第4条 前条第1項の公募に対して申請を行う者は、次の各号を満たすものとする。

(1) 宮崎県内に本店を置く者であること。

(2) 表彰対象年度の設計委託業務における成績評定点に60点未満のものがないこと。

(3) 前年度当初から表彰日までの間に発注者から入札参加資格停止等の措置等を受けていないこと。

(4) 前年度当初から表彰日までの間に独占禁止法その他の法令に違反し、行政処分又はそれに準ずる行政指導を受けていないこと。

2 公募の対象となる業務は、次の各号を満たすものとする。ただし、県内に本店を置く者と県外に本店を置く者が結成した共同企業体が履行した設計委託業務は、表彰の対象から除く。

(1) 県土整備部が発注した設計委託業務を表彰対象年度に完了し、その成績評定点が平均点以上であること。

(2) 厳しい現場条件における的確な仮設計画や施工方法、新技術、新工法の活用、環境への配慮、建設副産物の有効利用、地産地消、長寿命化対策などの有用な提案を行い、当該提案が成果品に反映されていること。

第5条 被表彰候補者を選考するため、優良委託業務表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、別表第1に掲げる者をもって構成し、委員長が招集し主宰する。

3 委員会で選考する前に資格審査等を行うため、委員会に幹事会を置く。

4 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成し、幹事長が招集し主宰する。

5 委員会及び幹事会の事務局は、県土整備部技術企画課に置き、本要領に関する事務を行う。

（表彰選考）

第6条 委員会は、第3条の規定に基づき申請された内容について審査を行い、県土整備部長に被表彰候補者を上申するものとする。

2 県土整備部長は、上申された被表彰候補者について、表彰の可否を決定する。

3 県土整備部長は、決定した被表彰者に対して優良委託業務表彰選考結果通知書（別記様式第2号）により通知する。

4 優良委託業務表彰の件数は、毎年度、3件程度を限度とする。ただし、表彰の候補となる業務がない場合はこの限りではない。

（表彰式）

第7条 優良委託業務を履行した企業に表彰状を授与するため、表彰式を開催する。

2 表彰式に関する要領は、別途定める。

（雑則）

第8条 この要領に定めるもののほか、優良委託業務表彰の実施に関し必要な事項は、別途定める。

附則

この要領は、令和7年3月19日から施行する。

別表第1（第6条関係）

選考委員会

委員長：県土整備部次長（道路・河川・港湾担当）

委員：県土整備部次長（総括）

県土整備部次長（都市計画・建築担当）

管理課長、技術企画課長、工事検査課長

別表第2（第6条関係）

選考委員会幹事会

幹事長：技術企画課課長補佐（技術担当）

幹事：技術系関係各課の技術補佐

工事検査課工事検査専門員（1名）